

舞鶴市公告第 146 号

次のとおり条件付き総合評価一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和39年規則第25号）第3条第2項の規定に基づき公告する。

令和8年7月24日

舞鶴市長 鴨田 秋津

1 業務内容

（1）業務名

舞鶴市立図書館システム更新業務

（2）業務の仕様等

別添資料1「舞鶴市立図書館システム更新業務仕様書」及び資料2「機能要求書」に記載のとおり。

（3）契約期間

- ・初期導入業務に関する契約：契約締結日から令和9年2月28日（日）まで
- ・経常経費に関する契約：令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）まで

（4）担当課

舞鶴市 生涯学習部 図書館課

2 スケジュール

手続き項目	日時・期限	備考
質問の受付期間	令和8年8月3日（月） 正午まで	電子メールにて必着
質問に対する回答日	令和8年8月5日（水）	市ホームページにて一括公表
業務提案書及び入札書の提出期限	令和8年8月21日（金）	郵便（配達日指定）に限る
業務提案審査（プレゼンテーション）の実施	令和8年8月28日（金）	対面にて実施

手続き項目	日時・期限	備考
開札日時	令和8年9月1日（火）	
契約締結	令和8年9月9日（水）	予定

3 入札参加条件

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たし、業務提案の審査を受けた者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）業務提案書等の提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく入札参加停止（以下、「指名停止」という。）の期間中でない者（他の行政機関による同様の措置を受けている者を含む）。
- （３）業務提案書等の提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者（他の行政機関による同様の措置を受けている者を含む）。
- （４）業務提案書等の提出期限日から以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- （５）会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- （６）情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して、ISMS認証基準 JIS Q 27001（ISO/IEC27001）」もしくは「JIS Q 27017（ISO/IEC 27017）を取得していること。
- （７）別添「資料2機能要求書」において、すべての機能要件について、標準機能またはパッケージ機能（オプションを含む）により、すべてを満たしている（対応の有無が「○」である）者であること。

4 質問

(1) 質問の受付及び回答

- ア 受付期間 令和8年8月3日（月）正午まで（必着）。
- イ 提出方法 所定の質問書（様式1）により、図書館課宛てメールにて提出すること。
メールの表題冒頭に「総合評価入札に関する質問」等の識別文字を明記すること。
- メールアドレス toshokan@city.maizuru.lg.jp
- ウ 回答日 令和8年8月5日（水）に舞鶴市ホームページにて一括公表する。

5 業務提案における提出書類及び受付期間

次の書類を下記のとおり、郵便（配達日指定）にて提出してください（持参による受付は行わない）。

- ア 提出先 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課
- イ 提出期限 令和8年8月21日（金）（必着）
- ウ 提出書類（各1部ただし副本は7部）
 - ・事業所概要書（様式2）
 - ※添付書類（副本不要）
（法人登記簿、市町村民税・消費税・地方消費税の納税証明書、連絡用電子メールアドレスが記載された書類の写し）
 - ※令和8年度舞鶴市競争入札参加資格を有する者は、添付資料不要
 - ・ISMS認証書の写し
 - ・実績調書（様式3）
 - ・業務提案書（任意様式）
 - ・機能要求書（資料2）
- エ 提出方法 書類一式は二重封筒とし、表封筒に「舞鶴市立図書館システム更新業務業務提案関係書類一式在中」と朱書きし、中封筒に封緘等の処理をすること。副本（7部）については、審査の匿名性を確保するため、参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

(4) 業務提案審査（プレゼンテーション）の実施

- ア 開催日 令和8年8月28日（金）（正確な時間については、別途電子メールにて通知する）。
- イ 開催形式 対面によるプレゼンテーション形式とする。
- ウ 時間 計60分程度（提案説明・デモ30分以内、質疑応答30分程度）。
- エ 内容 業務提案書を中心にした説明。

6 入札書の提出

(1) 提出書類

次の書類を下記(2)のとおり郵送により提出してください。

- ア 入札書(様式4)
- イ 入札書の内訳(任意様式)

(2) 提出方法

- ア 上記(1)の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便または特定記録郵便のいずれかの方法により、下記クに記す日を配達日指定として郵送してください。
- イ 入札書類は、次の2つに分けて、それぞれ封書にしてください。
 - ・入札書(様式4)
 - ・入札書の内訳(任意様式)※初期導入費及び60か月分の保守料・利用料等経常経費の詳細内訳額を記載すること。
- ウ 封書は二重封筒とし、表封筒及び中封筒に次の事項を記載し、封緘等の処理をしてください。
 - ・開札日
 - ・入札案件名
 - ・商号(名称)
 - ・入札書が在中している旨
- エ 入札書は、配達指定日必着です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ゆとりをもって手続きしてください。(配達日指定郵便は2日前までに手続きが必要です。)
- オ 郵送にかかる費用は、入札参加者の負担となります。
- カ 入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送(この場合方法は問いません。)により提出してください。
- キ 入札書類の送り先
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課
- ク 配達指定日
令和8年8月21日(金) 必着
- ケ 留意事項
上記5の提案書類とは別にお送りください。

7 入札(開札)執行の日時及び場所等

- (1) 開札日時 令和8年9月1日(火) 10時45分
- (2) 開札場所 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市役所別館4階 411会議室
- (3) 入札参加者1者につき1名開札に立ち会うことができる。
- (4) 入札参加者が1人に満たない場合は、入札を中止する。

8 入札金額の算定

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とする。入札者は消費税等に係る課税・免税を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 再度入札

初度の開札において落札者がいない場合は、無効となった者を除き再度郵便により入札を行う（再度入札は1回まで）。

10 落札者の決定方法（総合評価基準）

入札価格と価格以外の条件を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」により行う。

舞鶴市契約規則第15条の規定に基づき作成された予定価格（非公表）の制限の範囲内の入札であることを前提とし、以下の算定方法により算出した評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

（1）総合評価点の算定方法及び配点

総合評価点は、プレゼンテーション等の評価に基づく価格以外の条件に関する得点の合計（以下「提案評価点」という。）に、入札価格の評価点（以下「価格評価点」という。）を加える方式とする。各評価の評価項目、評価基準及び配点等は、次の（3）及び（4）のとおり。

提案評価点と価格評価点の配点

	提案評価点	価格評価点	合計
配点	300点	100点 (120点)	400点 (420点)

（2）最低基準点（足切り）について

業務提案審査に基づく「提案評価点」が150点未満である場合は、入札価格が予定価格の範囲内であっても、落札者として特定しない。

（3）提案評価点の算定式

提案評価点は300点満点として、資料3の評価基準表の基準により算定する。

（4）価格評価点の算定式

入札価格点は、次の式で計算した値とする。（その値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

$$\text{ア 価格評価点} = 100 \text{点} \times \text{最低入札価格} / \text{入札価格}$$

ただし、最低入札価格は、入札価格（市の予定価格以下のもの）の平均額×0.8の範囲内で最も低い価格（以下「A」という。）をいい、

それを下回る入札価格の評価点は次の式により算出します。

$$\text{イ 価格評価点} = 100 \text{点} + 20 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / A)$$

注) 開札の際、予定価格の範囲内の応札があった場合は、落札者の決定前に 提案評価点（合計点）を公表します。また、開札日（開札事務を行う前）、提案評価点を記したファイルを開くために必要なパスワードを設定したものを電子メールでお送りします。（パスワードは落札者（又は落札候補者）が決定した後、電子メールでお知らせします。）

（５）同点となった場合の決定方法

落札となるべき総合評価の評価値の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

1 1 立会人及びくじ引きの手続き

同点等によりくじ引きを行う場合は、入札担当職員と立会人（当該入札事務に関係のない職員）が次の手順により厳格に落札者を決定する。

（１）入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうち１に「落札」の表示（○印）をする。

（２）立会人のうちの１名が、（１）のくじの直線のそれぞれに１から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。）

（３）立会人のうち（２）の手続きを行った者以外の者１名が、くじ引きに係る入札書に１から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行う。）

（４）入札担当職員は、（１）と（２）で作成されたくじの番号と（３）で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。

（５）入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

1 2 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金は免除する。

（２）契約保証金について、落札者は契約金額の１００分の１０以上の額を契約と同時に納付すること。ただし、舞鶴市契約規則第３３条に基づく免除規定に該当する場合は、これを免除することがある。

1 3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する条件に満たない者のした入札
- (2) 提出書類に虚偽の申請・記載を行った者のした入札
- (3) 入札上限額（単年度・総額いずれか）を超過した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札、又は重要な部分が誤脱・訂正された入札
- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (7) その他あらかじめ指定した事項に違反したもの

1 4 違約金及び落札の取消

落札者が契約を締結しないとき、又は落札決定から契約締結日までの間に本市の入札参加停止、暴力団等排除措置等の制限を受けた場合は落札を取り消し、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約に関する事項

- (1) 支払条件
 - ア イニシャルコスト（初期導入費）

履行期限内の納品及び検査完了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。
 - イ ランニングコスト（経常経費）

イニシャルコストに係る契約とは別に、システム保守業務及び利用料等経常経費に関する契約を締結し、その月の末日以降、請求日から30日以内に支払うことを想定するものとする。（稼働後5年間の長期継続契約）
- (2) 業務提案に係る事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、市と受託者との協議により契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。
- (3) 業務提案の内容が不履行となった場合は、発注者と受注者との間で責任の所在について協議します。この場合において、受注者の責任により履行がなされなかったときは、当該業務提案の履行が可能であると認められるものにあつては当該業務提案等を履行し、当該業務提案等の履行が困難又は合理的でないと認められるものにあつては、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う場合がある。

1 6 公正な競争の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止する。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と業務提案内容についていかなる相談

も行ってはならない。

- (3) 参加者は、落札者の決定前に他の参加者に対して業務提案に係る事項等を意図的に開示することを禁じる。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、総合評価を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

17 その他

- (1) 業務提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (2) 本件の業務提案に係る事項の提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 入札結果は、次の項目について、舞鶴市市政情報コーナー及び舞鶴市ホームページに掲載し公表します。

ア 入札者名

イ 入札価格

ウ 総合評価の評価値

エ 落札者名

- (4) 非落札者の説明要求：入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（舞鶴市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）以内に落札者として決定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

説明を求める書面の提出先 舞鶴市役所 別館3階 舞鶴市総務部契約検査室契約課

18 入札に関する問い合わせ先

舞鶴市総務部契約検査室契約課（TEL：0773-66-1065）